

新旧対照表（2025年3月3日実施）

■ じたく発電所サービス利用規約

改定前（旧）	改定後（新）
<p>8 契約期間</p> <p>本サービスの契約期間は、前条に定める契約成立日から、ご利用開始日から 15 年が満了する日までとします。契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、本件契約は契約期間満了後も 5 年ごとに同一条件で継続されるものいたします。（後略）</p>	<p>8 契約期間</p> <p>本サービスの契約期間は、前条に定める契約成立日から、ご利用開始日から 15 年が満了する日までとします。契約期間満了に先だって、お客さまは、契約期間満了後にも本サービスを継続するか、本サービスを終了し本件システムの譲渡を受けるか、選択できるものとします。本サービスを継続する場合または本件システムの譲渡を受ける場合の条件等については、別途契約期間満了前にお知らせします。（後略）</p>
<p>16 修理等措置</p> <p>(1) 当社は、本件契約の初回契約期間（8（契約期間）に定める、ご利用開始日から 15 年が満了する日までをいいます。）中に、本件システムに故障または不具合を認識した場合には、当社が指定するサービス店をして、遅滞なく修理、交換、その他当社が適切と考える措置（以下「修理等措置」といいます。）を行い、本件システムを良好な状態に保つものとします。ただし、当該修理等措置の遅延等により生じた損害について、当社の故意・重大過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(2) 本件契約の初回契約期間中の修理等措置に要する費用は当社が負担します。初回契約期間経過後の取り扱いは別途定めます。なお、お客さまの故意または過失により発生した修理等措置に要する費用については、30（設備の賠償）のとおり取扱います。</p>	<p>16 修理等措置</p> <p>(1) 当社は、本件契約の契約期間中に、本件システムに故障または不具合を認識した場合には、当社が指定するサービス店をして、遅滞なく修理、交換、その他当社が適切と考える措置（以下「修理等措置」といいます。）を行い、本件システムを良好な状態に保つものとします。ただし、当該修理等措置の遅延等により生じた損害について、当社の故意・重大過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(2) 本件契約の契約期間中の修理等措置に要する費用は当社が負担します。なお、お客さまの故意または過失により発生した修理等措置に要する費用については、30（設備の賠償）のとおり取扱います。</p>
<p>附則（実施期日）</p> <p>本規約は、2024年12月16日から実施いたします。</p>	<p>附則（実施期日）</p> <p>本規約は、2025年3月3日から実施いたします。</p>